2025 年 4 月発行版の主な変更点について

新		旧（2023 年 2 月改訂版）		備考
表紙		表紙		表紙背景色の変更
P4～9	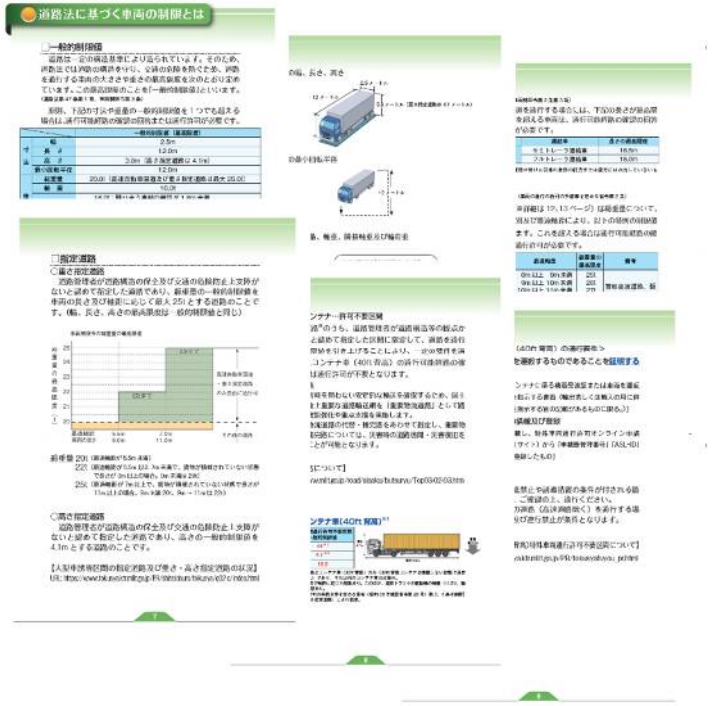	P4～9	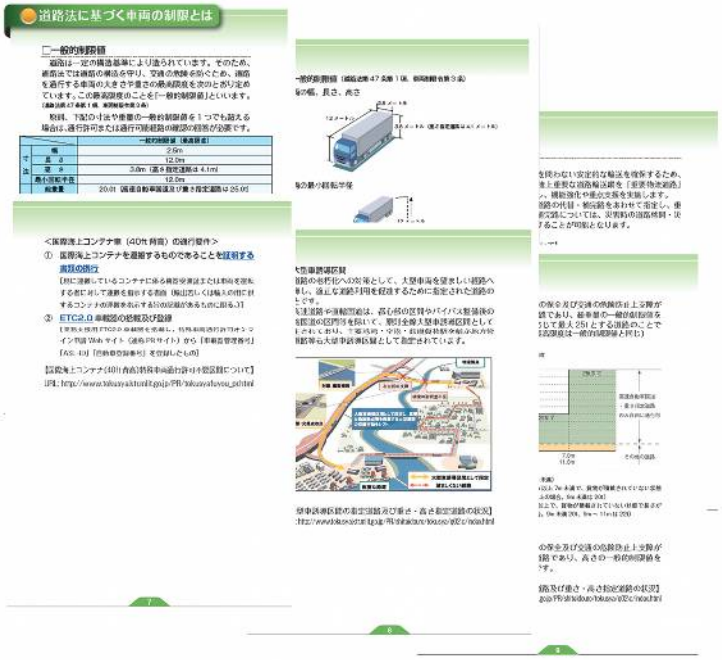	構成の変更

<table>
<tr>
<td>P8</td>
<td>○国際海上コンテナ（40ft 背高）特殊車両通行許可不要区間
重要物流道路※のうち、道路管理者が道路構造等の観点から支障がないと認めて指定した区間に限定して、道路を通行する車両の制限値を引き上げることにより、一定の要件を満たす国際海上コンテナ車（40ft 背高）の通行可能経路の確認の回答または通行許可が不要となります。
※重要物流道路
平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として路線を指定し、機能強化や重点支援を実施します。
また、重要物流道路の代替・補完路をあわせて指定し、重要物流道路や代替補完路については、災害時の道路啓開・災害復旧を国が代行することが可能となります。
【重要物流道路について】
URL:https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/butsuryu/Top03-02-03.htm
＜対象車種＞
国際海上コンテナ車(40ft 背高)※1
特殊車両通行許可不要区間 一般的制限値
総重量(t) 44※2
車高(m) 4.1※3
車長(m) 16.5
※1 対象車種は国際海上コンテナ車（40ft 背高）のみ（40ft 背高コンテナを積載しない状態で通行する場合も含む。）であり、それ以外のコンテナ車は対象外。
※2 車両の車軸の数及び軸距に応じた制限あり。このほか、認証トラクタの駆動軸の軸重（11.50、輪荷重(5.75)の制限あり。
（車両の通行の許可の手続き等を定める省令（昭和 36 年建設省令第 28 号）第 3、4 条を参照）
※3 現行の規定（高さ指定道路）により指定。</td>
<td>P6</td>
<td>□指定道路
○重要物流道路
平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として路線を指定し、機能強化や重点支援を実施します。
また、重要物流道路の代替・補完路をあわせて指定し、重要物流道路や代替補完路については、災害時の道路啓開・災害復旧を国が代行することが可能となります。
【重要物流道路について】
URL: http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/butsuryu/Top03-02-03.htm
○国際海上コンテナ(40ft 背高)特殊車両通行許可不要区間
道路管理者が道路構造等の観点から支障がないと認めて指定した区間に限定して、道路を通行する車両の制限値を引き上げることにより、一定の要件を満たす国際海上コンテナ車（40ft 背高）の特殊車両通行許可及び通行可能経路の確認の回答が不要となります。
＜対象車種＞
国際海上コンテナ車(40ft 背高)※1
特殊車両通行許可不要区間 一般的制限値
総重量(t) 44※2
車高(m) 4.1※3
車長(m) 16.5
※1 対象車種は国際海上コンテナ車（40ft 背高）のみ（40ft 背高コンテナを積載しない状態で通行する場合も含む。）であり、それ以外のコンテナ車は対象外
※2 車両の車軸の数及び軸距に応じた制限あり。このほか、認証トラクタの駆動軸の軸重（11.50、輪荷重(5.75)の制限あり。
【車両の通行の許可の手続き等を定める省令（昭和 36 年建設省令第 28 号）第 3、4 条を参照】
※3 現行の規定（高さ指定道路）により指定</td>
<td>重要物流道路についての記載の変更</td>
</tr>
<tr>
<td>P12</td>
<td>■自走式の建設機械等
○トラッククレーン

※上記イラストは、ラフタークレーン</td>
<td>P12</td>
<td>■自走式の建設機械等
○トラッククレーン
 </td>
<td>補足説明の追加</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>P15</td>
<td>■通行可能限度値
特例８車種の申請において、通行可能経路の確認の回答または通行許可が得られる基準（限度値）は以下のとおりです。</td>
<td>P16</td>
<td>○通行可能限度値の目安
特例８車種の申請において、通行許可または通行可能経路の確認の回答が得られる基準（限度値）の目安は以下のとおりです。この限度値を超える場合は、必要に応じて通行する道路の管理者へ個別に問合せをして下さい。
なお、国の機関や高速道路会社の場合は、54～56 ページに記載のある申請・問合せ窓口を参照して下さい。</td>
<td>通行許可限度値についての表現の修正</td>
</tr>
<tr>
<td>P16</td>
<td>○バン型フルトレーラ(ダブル連結トラック)の車両長の緩和
バン型フルトレーラ（ダブル連結トラック）の車両長について、安全な通行等の観点から必要な条件を付した上で、特殊車両通行許可に関する長さの上限が 21m から 25m に緩和されました。
ダブル連結トラックの申請は、通行条件、付属書類、通行経路の設定方法等が複雑です。適切かつ円滑な手続きを行うため、道路管理者（地方整備局等）への事前相談を推奨*しています。また、走行可能な区間の拡大が行われています。
※更新申請等、申請者が事前相談を必要としない場合は不要、また確認制度での手続きが可能となっており、この場合も事前相談は不要

ダブル連結トラック：1 台で 2 台分の輸送が可能

通行に当たっての条件
<table><tr><th>項目</th><th></th><th>内容</th></tr><tr><td>Ⅰ</td><td>車両の技術要件</td><td>アンチロックブレーキシステム、車線逸脱警報装置などの車両安全技術に関する 16 装備（ETC2.0 を含む）</td></tr><tr><td>Ⅱ</td><td>運転者</td><td>①または②のいずれかの要件を満たす運転者が運転すること。
①大型自動車運転業務に直近 5 年以上従事していること
けん引免許を 5 年以上有していること
2 時間以上の実技訓練を受講していること
②大型自動車運転業務に直近 3 年以上従事していること
けん引免許を 1 年以上有していること
12 時間以上の実技訓練を受講していること</td></tr><tr><td>Ⅲ</td><td>積荷</td><td>危険物貨物、動物等は不可</td></tr><tr><td>Ⅳ</td><td>その他</td><td>①過越、縦列走行の禁止
②故障時等における板状及び点灯式の両方の機材の使用</td></tr></table>【ダブル連結トラックについて】
URL: https://www.tokusyaktr.mlit.go.jp/PR/pdf/shinsei_tajyun_20250401.pdf
16</td>
<td>P17</td>
<td>■バン型フルトレーラ(ダブル連結トラック)の車両長の緩和
バン型フルトレーラ（ダブル連結トラック）の車両長について、安全な通行等の観点から必要な条件を付した上で、特殊車両通行許可に関する長さの上限が 21m から 25m に緩和されました。
ダブル連結トラック：1 台で 2 台分の輸送が可能

特車許可基準の車両長を緩和
（施行前の 21m から最大で 25m への緩和）
①車両の長さの上限値の緩和
<table><tr><th>項目</th><th>改正内容</th></tr><tr><td>車両の長さ（フルトレーラ）</td><td>一定の条件を満たす場合に限り 25m</td></tr></table>②通行に当たっての条件
<table><tr><th>項目</th><th></th><th>内容</th></tr><tr><td>Ⅰ</td><td>車両の技術要件</td><td>アンチロックブレーキシステム、車線逸脱警報装置などの車両安全技術に関する 16 装備（ETC2.0 を含む）</td></tr><tr><td>Ⅱ</td><td>運転者</td><td>①または②のいずれかの要件を満たす運転者が運転すること。
①大型自動車運転業務に直近 5 年以上従事していること
けん引免許を 5 年以上有していること
2 時間以上の実技訓練を受講していること
②大型自動車運転業務に直近 3 年以上従事していること
けん引免許を 1 年以上有していること
12 時間以上の実技訓練を受講していること</td></tr><tr><td>Ⅲ</td><td>積荷</td><td>危険物貨物、動物等は不可</td></tr><tr><td>Ⅳ</td><td>その他</td><td>①過越、縦列走行の禁止
②故障時等における板状及び点灯式の両方の機材の使用</td></tr></table>【ダブル連結トラックについて】
URL: https://www.tokusyaktr.mlit.go.jp/PR/pdf/shinsei_tajyun_20221108.pdf
17</td>
<td>ダブル連結トラックについての記載事項の変更</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>P17</td>
<td>
<table>
<tr><th>施行前の規定</th><th>【新設】自動車運搬用セミトレーラの規定</th></tr>
<tr><td>
</td><td>
</td></tr>
<tr><td>特例８車種のセミトレーラ連結車 17m
被けん引車のリアオーバーハングが
3.2m から 3.8m までの車両にあっては 17.5m
3.8m から 4.2m までの車両にあっては 18m

※特例８車種
①バン型、②タンク型、③幌枠型、④コンテナ用、⑤自動車運搬用、⑥あおり型、⑦スタンション型、⑧船底型</td><td>積載物をはみ出して積載する場合にあたっては、積載物のはみ出し長さが 1.0m 以内の場合、
リアオーバーハング（積載物含む）が
2.4m 以上 3.8m 未満の車両にあっては 18m
1.9m 以上 2.4m 未満の車両にあっては 17.5m</td></tr>
</table>
※上記は自動車運搬用セミトレーラの場合であり、単車キャリアカーの場合とは異なりますのでご注意ください。
</td>
<td>P18</td>
<td>
<table>
<tr><th>施行前の規定</th><th>【新設】自動車運搬用セミトレーラの規定</th></tr>
<tr><td>
</td><td> 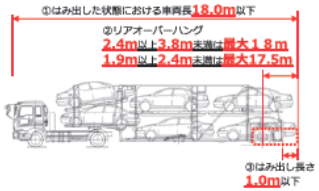
</td></tr>
<tr><td>特例８車種のセミトレーラ連結車 17m
被けん引車のリアオーバーハングが
3.2m から 3.8m までの車両にあっては 17.5m
3.8m から 4.2m までの車両にあっては 18m

※特例８車種
①バン型、②タンク型、③幌枠型、④コンテナ用⑤自動車運搬用、⑥あおり型、⑦スタンション型、⑧船底型</td><td>積載物をはみ出して積載する場合にあたっては、積載物のはみ出し長さが 1.0m 以内の場合、
リアオーバーハング（積載物含む）が
2.4m 以上 3.8m 未満の車両にあっては 18m
1.9m 以上 2.4m 未満の車両にあっては 17.5m</td></tr>
</table>
</td>
<td>はみ出しの緩和に関する注意事項の追記</td>
</tr>
<tr>
<td>P20
～39</td>
<td> 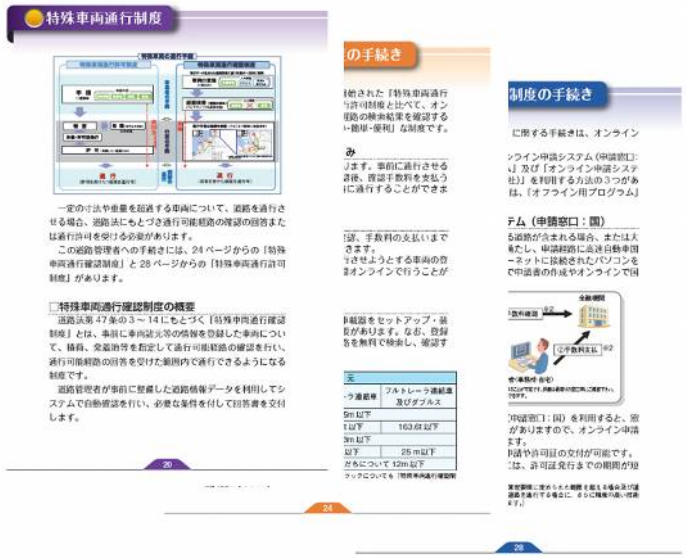
</td>
<td>P21
～39</td>
<td> 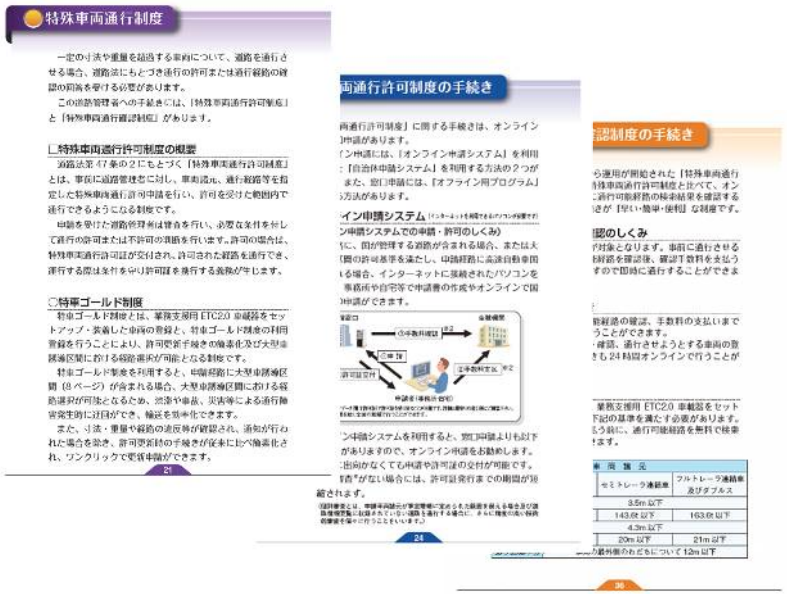
</td>
<td>特車制度に係る構成の変更</td>
</tr>
</table>

P21	○特車ゴールド制度 特車ゴールド制度とは、オンライン申請システム（申請窓口：国）で、ETC2.0 車載器をセットアップ・装着した車両の登録と、特車ゴールド制度の利用登録を行うことにより、許可更新手続きの簡素化及び大型車誘導区間における経路選択が可能となる制度です。 ※大型車誘導区間とは 道路の老朽化への対策として、大型車両を望ましい経路へ誘導し、適正な道路利用を促進するために指定された道路のこと 【大型車誘導区間の指定道路及び重さ・高さ指定道路の状況】 URL:https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/shiteidouro/tokusya/q02-c/index.html なお、特車ゴールド制度の詳細については、以下の Web サイトをご覧下さい。 【ETC2.0 装着車への特殊車両通行許可簡素化制度に関するお知らせ】 URL:https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/tokusyagold_pr.html			大型車誘導区間についての記載を追加
P22, 23				図の追加

<table>
<tr><td>P28</td><td>オンライン申請には､｢オンライン申請システム（申請窓口：国)｣､｢自治体申請システム｣及び｢オンライン申請システム（申請窓口：高速道路会社)｣を利用する方法の３つがあります。また、窓口申請には、｢オフライン用プログラム｣を利用する方法があります。</td><td>P24</td><td>オンライン申請には、｢オンライン申請システム｣を利用する方法と｢自治体申請システム｣を利用する方法の２つがあります。また、窓口申請には、｢オフライン用プログラム｣を利用する方法があります。</td><td>オンライン申請についての修正</td></tr>
<tr><td>P30</td><td>□オンライン申請システム（申請窓口：高速道路会社）
申請経路に高速自動車国道が含まれる場合、インターネットに接続されたパソコンを利用して、事務所や自宅等で申請書の作成やオンラインで高速道路会社の窓口への申請ができます。なお、ダブル連結トラックや特車ゴールド制度など一部取扱いできない制度があります。
詳細は、以下の Web サイトをご覧下さい。
【特殊車両通行許可申請におけるオンライン申請の紹介】
URL:https://www.jehdra.go.jp/torikumi/sharyouseigenrei_online.html</td><td></td><td></td><td>高速道路会社のオンライン申請システムについての記載の追加</td></tr>
<tr><td>P31</td><td>郵送を希望する場合は、上記の Web サイトから｢様式｣をダウンロードして必要事項を記入の上、返送先を明記し、270 円分 (2024 年 10 月 1 日現在) の切手を貼った返送用封筒及び｢様式｣を同封して、下記の特車センターに送付して下さい。</td><td>P27</td><td>郵送を希望する場合は、上記関東地方整備局のWebサイトから｢様式｣をダウンロードして必要事項を記入の上、返送先を明記し､210 円分の切手を貼った返送用封筒及び｢様式｣を同封して、下記の特車センターに送付して下さい。</td><td>郵便料金改定に伴う修正</td></tr>
<tr><td>P35</td><td>審査迅速化のため、国の申請書の提出先（申請窓口）を選択する際は、申請経路の起終点等を管轄する地方整備局及び事務所をご指定いただきますよう、ご協力をお願いいたします。</td><td></td><td></td><td>申請書提出に関する追記</td></tr>
<tr><td>P25</td><td>
<table>
<tr><th colspan="4">車　両　諸　元</th></tr>
<tr><th>車　種</th><th>右記以外</th><th>セミトレーラ連結車</th><th>フルトレーラ連結車及びダブルス</th></tr>
<tr><td>幅</td><td colspan="3">3.5m 以下</td></tr>
<tr><td>重　量</td><td>135.1t 以下</td><td>143.6t 以下</td><td>163.6t 以下</td></tr>
<tr><td>高　さ</td><td colspan="3">4.3m 以下</td></tr>
<tr><td>長　さ</td><td>16m 以下</td><td>20m 以下</td><td>25 m以下</td></tr>
<tr><td>最小回転半径</td><td colspan="3">車両の最外側のわだちについて 12m 以下</td></tr>
</table>
※令和７年３月 24 日 通達改正によりダブル連結トラックについても｢特殊車両通行確認制度｣対象となりました。
</td><td>P36</td><td>
<table>
<tr><th colspan="4">車　両　諸　元</th></tr>
<tr><th>車　種</th><th>右記以外</th><th>セミトレーラ連結車</th><th>フルトレーラ連結車及びダブルス</th></tr>
<tr><td>幅</td><td colspan="3">3.5m 以下</td></tr>
<tr><td>重　量</td><td>135.1t 以下</td><td>143.6t 以下</td><td>163.6t 以下</td></tr>
<tr><td>高　さ</td><td colspan="3">4.3m 以下</td></tr>
<tr><td>長　さ</td><td>16m 以下</td><td>20m 以下</td><td>21m 以下</td></tr>
<tr><td>最小回転半径</td><td colspan="3">車両の最外側のわだちについて 12m 以下</td></tr>
</table>
</td><td>制度改正に伴う修正</td></tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>P25</td>
<td>
□通行可能経路
通行可能経路の確認方法は、①２地点双方向２経路検索と②都道府県検索（マップ検索）があり、利用者の通行形態に応じて選択ができます。
①２地点双方向２経路検索
・出発地から目的地までの主経路と代替経路（それぞれ双方向）を通行可能
・主経路・代替経路をつなぐ渡り線（双方向）もあわせて通行可能
②都道府県検索（マップ検索）
・出発地、目的地を含む都道府県内の道路網（双方向）を通行可能
（参考）許可制度は１経路（片道）ごとに通行許可

○出発地・目的地の設定
どちらの経路検索方法でも、出発地や目的地を簡単に設定することができます。
○確認できる通行経路
確認できる通行経路は、道路情報が電子データ化された道路で、道路管理者への個別協議が不要な区間です。道路情報が電子データ化されている箇所は、以下より確認できます。
【道路情報便覧の収録道路の状況】
URL:https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/road_history_map/index.html
（道路情報が電子データ化されていない道路を通行する場合や、車両諸元、経由地を変更し再検索しても希望する通行可能経路が検索できないときは、従来の「特殊車両通行許可制度」による手続きをご利用下さい。）
25
</td>
<td>P37</td>
<td>
□通行可能経路
通行可能経路は、２地点双方向２経路検索と都道府県検索の２つの方法があり、通行形態に応じて選択できます。
<table>
<tr><th>２地点双方向２経路検索</th><th>都道府県検索</th></tr>
<tr><td>・出発地から目的地までの主経路と代替経路（代替経路がある場合）の２ルートとその２つのルートをつなぐ渡り線について、それぞれ双方向の経路を確認します。
・代替経路や渡り線は渋滞や事故時の迂回に使えます。
・経路の中間部分（ラストマイルを除く）は、重要物流道路・大型車誘導区間を確認します。
・経由地の指定、距離優先・高速道路優先など条件指定ができます。

</td><td>・出発地、目的地を含む都道府県単位で、都道府県内の重要物流道路・大型車誘導区間全線を確認します。
・通過する際に必要な都道府県を選択して下さい。

</td></tr>
</table>
○出発地・目的地の設定
どちらの経路検索方法でも、出発地や目的地を簡単に設定することができます。
○確認できる通行経路
確認できる通行経路は、道路情報が電子データ化された道路で、道路管理者への個別協議が不要な区間です。（道路情報が電子データ化されていない道路を通行する場合や、車両諸元、経由地を変更し再検索しても希望する通行可能経路が検索できないときは、従来の「特殊車両通行許可制度」による手続きをご利用下さい。）
37
</td>
<td>通行可能経路の説明記載の更新</td>
</tr>
<tr>
<td>P44</td>
<td>
○許可証をなくした場合
許可証を紛失したときには、ただちに許可を得た道路管理者に許可証の再交付を申請（許可証再交付申請書）し、許可証の再交付を受けて下さい。
また、許可証を汚したり、傷めた場合にも許可証の再交付を受けることができますが、この場合は、「許可証再交付申請書」の提出に併せて現許可証も提出しなければなりません。
</td>
<td>P44</td>
<td>
●許可証または回答書をなくした場合
<table>
<tr><td>オンライン申請の場合</td><td>許可証または回答書を紛失したり、汚したりした場合には、電子許可証または電子データ（回答書）を印刷して下さい。</td></tr>
<tr><td>オンライン申請以外の場合</td><td>許可証を紛失したときには、ただちに許可を得た道路管理者に許可証の再交付を申請（許可証再交付申請書）し、許可証の再交付を受けて下さい。
また、許可証を汚したり、傷めた場合にも許可証の再交付を受けることができますが、この場合は、「許可証再交付申請書」の提出に併せて現許可証も提出しなければなりません。</td></tr>
</table>
</td>
<td>記載形式の変更</td>
</tr>
</table>

P45, 48, 49	違反車両への対応 □取締り 道路管理者は、道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するため、管理する道路において取締りを実施しています。 ○警告と措置命令 取締りの結果、道路法第47条第2項の規定に違反して、または道路法第47条の2第1項の規定に基づき道路管理者が付した条件に違反して、または道路法第47条の10第3項の回答の内容に従わないで車両を通行させていることが判明した場合においては、以下の措置が講じられます。 ①違反の程度が軽微であり、措置命令処分を行う必要がないと認められる場合は、警告書が発出されます。 ②①以外の場合において、重量等の軽減等の措置が可能である場合には当該措置を、分割等が不可能である場合は必要に応じて通行の中止等の措置命令書が発出されます。 ○報告徴収と立入検査 道路管理者は、限度超過車両を所有し、通行させる者に対して、道路管理上必要な報告をさせ、また、その職員に、限度超過車両を所有する者の事務所等に立ち入り、通行の方法の記録等を検査させることができます。（道路法第72条の2第2項） □繰り返し特殊車両を違法に通行させた者等に対する措置 以下の条件に該当する悪質な違反者は、行政指導内容の公表、許可の取消し、及び告発の対象となります。 また、当該措置は、罰則と同様に、違反した運転手ばかりでなく、事業主体である法人または事業主にも適用されます。 （通達「道路法第47条の14に係る行政処分等の基準について」） ○繰り返し特殊車両を違法に通行させた者等に対する行政指導 取締基地における取締において警告を繰り返し受けた者、または自動計測装置（WIM）の計測結果において警告を受けた者は、国道事務所等において「是正指導書」が交付され、再び違反行為を行わないように、是正しなければなりません。 45 □罰則 許可なくまたは許可条件に違反して特殊な車両を通行させた者、または道路監理員の命令に違反した者等に対しては、罰則が定められています。 この罰則は、違反した運転手ばかりでなく、事業主体である法人または事業主も、同じように科されます。 ①道路管理者が道路標識によって通行を禁止または制限しているトンネル、橋、高架の道路等において、標識に表示されている制限値を超える車両を許可を受けずに運行した者、または許可内容及び許可条件に違反して車両を通行させた者は ● 6箇月以下の拘禁刑または30万円以下の罰金（道路法第103条第5号）（令和7年6月より） ②道路管理者または道路監理員の通行の中止等の命令に違反した者は ● 6箇月以下の拘禁刑または30万円以下の罰金（道路法第103条第6号）（令和7年6月より） ③車両の幅、長さ、高さ、重さ、最小回転半径等で制限を超える車両を道路管理者の許可なく通行させた者、または許可条件に違反して通行させた者は ● 100万円以下の罰金（道路法第104条第1号） ④特殊な車両を通行させるとき、許可証を備え付けていなかった者、または書面（回答書）を備え付けていなかった者は ● 100万円以下の罰金（道路法第104条第2、3号） ⑤登録車両ごとに、通行経路、積載する貨物の重量、及び通行時間等の記録をせず、若しくは虚偽の記録を作成し、または記録の保存をしなかった者は ● 100万円以下の罰金（道路法第104条第4号） ⑥登録車両ごとに記録した通行経路、積載する貨物の重量、及び通行時間等の報告をせず、虚偽の報告をした者は ● 100万円以下の罰金（道路法第104条第5号） ⑦路線を定めて道路を自動車運送事業のために使用しようとする者または反復して同一の道路に車両を通行させようとする者で、道路の補強等必要な措置を講じる命令に違反した者は ● 100万円以下の罰金（道路法第104条第6号） ⑧車両制限令第5条から第12条までで定める基準を超える車両を通行させている者で、通行の中止、総重量の軽減、徐行等の道路管理者の命令を受けながら、それに違反した者は ● 50万円以下の罰金（道路法第105条） ⑨登録事項の変更、または登録車両の使用を廃止したときに、その届出をしなかった、または虚偽の届出をした者は ● 30万円以下の罰金（道路法第106条第3号） ⑩道路管理上必要な報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、また道路管理者からの立ち入り検査を拒み、若しくは妨げた者は ● 30万円以下の罰金（道路法第106条第8号） ⑪法人の代表または法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、その法人または人の業務に関して違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または事業主に対しても同様の罰金刑を科する （道路法第107条） 48 49	P45, 48, 49	違反車両への対応 □取締り 道路管理者は、道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するため、管理する道路において取締りを実施しています。 ○警告と措置命令 取締りの結果、道路法第47条第2項の規定に違反して、または道路法第47条の2第1項の規定に基づき道路管理者が付した条件に違反して車両を通行させていることが判明した場合においては、以下の措置が講じられます。 ①違反の程度が軽微であり、措置命令処分を行う必要がないと認められる場合は、警告書が発出されます。 ②①以外の場合において、重量等の軽減等の措置が可能である場合には当該措置を、分割等が不可能である場合は必要に応じて通行の中止等の措置命令書が発出されます。 □繰り返し特殊車両を違法に通行させた者等に対する措置 以下の条件に該当する悪質な違反者は、行政指導内容の公表、許可の取消し、及び告発の対象となります。 また、当該措置は、罰則と同様に、違反した運転手ばかりでなく、事業主体である法人または事業主にも適用されます。 （通達「道路法第47条の3に係る行政処分等の基準について」） ○繰り返し特殊車両を違法に通行させた者等に対する行政指導 取締基地における取締において警告を繰り返し受けた者、または自動計測装置（WIM）の計測結果において警告を受けた者は、国道事務所等において対面で「是正指導書」が手交され、再び違反行為を行わないように、是正しなければなりません。 45 □罰則 許可なくまたは許可条件に違反して特殊な車両を通行させた者、または道路監理員の命令に違反した者等に対しては、罰則が定められています。 この罰則は、違反した運転手ばかりでなく、事業主体である法人または事業主も、同じように科されます。 ①道路管理者が道路標識によって通行を禁止または制限しているトンネル、橋、高架の道路等において、標識に表示されている制限値を超える車両を許可を受けずに運行した者、または許可内容及び許可条件に違反して車両を通行させた者は ● 6箇月以下の懲役または30万円以下の罰金（道路法第103条第5号） ②道路管理者または道路監理員の通行の中止等の命令に違反した者は ● 6箇月以下の懲役または30万円以下の罰金（道路法第103条第6号） ③車両の幅、長さ、高さ、重さ、最小回転半径等で制限を超える車両を道路管理者の許可なく通行させた者、または許可条件に違反して通行させた者は ● 100万円以下の罰金（道路法第104条第1号） ④特殊な車両を通行させるとき、許可証を備え付けていなかった者、または書面（回答書）を備え付けていなかった者は ● 100万円以下の罰金（道路法第104条第2、3号） ⑤登録車両を通行確認の回答の内容に従って通行させるとき、当該登録車両ごとに、通行経路、積載する貨物の重量、及び通行時間等の記録をせず、若しくは虚偽の報告をし、または記録の保存をしなかった者は ● 100万円以下の罰金（道路法第104条第4号） ⑥登録車両を通行確認の回答の内容に従って通行させたとき、当該登録車両ごとに記録した通行経路、積載する貨物の重量、及び通行時間等を報告をせず、虚偽の報告をした者は ● 100万円以下の罰金（道路法第104条第5号） ⑦路線を定めて道路を自動車運送事業のために使用しようとする者または反復して同一の道路に車両を通行させようとする者が、道路の補強等必要な措置を講じる命令に違反して車両を通行させた者は ● 100万円以下の罰金（道路法第104条第6号） ⑧高高限度を超える車両の通行条件に違反して車両を通行させている者、または基準を超える車両を通行させている者が、通行の中止、総重量の軽減、徐行等の道路管理者の命令を受けながら、それに違反した者は ● 50万円以下の罰金（道路法第105条） ⑨登録事項の変更、または登録車両の使用を廃止したときに、その届出をしなかった、または虚偽の届出をした者は ● 30万円以下の罰金（道路法第106条第3号） ⑩道路管理上必要な報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、また道路管理者からの立ち入り検査を拒み、若しくは妨げた者は ● 50万円以下の罰金（道路法第106条第8号） ⑪法人の代表または法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または事業主に対しても同様の罰金を科する （道路法第107条） 48 49	制度改正に伴う 更新と追加

<table>
<tr>
<td>P54,
56</td>
<td>
関東地方整備局
<table>
<tr><th colspan="2">受付窓口名</th><th>郵便番号</th><th>所在地</th><th>電話番号</th></tr>
<tr><td>＊道路部</td><td>交通対策課特殊車両第一係</td><td>〒330-9724</td><td>さいたま市中央区新都心２番地１
さいたま新都心合同庁舎２号館 18 階</td><td>048-600-1450</td></tr>
<tr><td>東京国道事務所</td><td>交通対策課特殊車両係</td><td>〒102-8340</td><td>千代田区九段南 1-2-1 九段第三合同
庁舎 16 階</td><td>03-3512-9066</td></tr>
<tr><td>横浜国道事務所</td><td>交通対策課特殊車両係</td><td>〒231-0001</td><td>横浜市中区新港 1-6-1 よこはま新港
合同庁舎４階</td><td>045-287-3022</td></tr>
</table>
西日本高速道路株式会社
<table>
<tr><th colspan="2">受付窓口</th><th>郵便番号</th><th>所在地</th><th>電話番号</th></tr>
<tr><td>関西支社</td><td>保全サービス事業部道路管制センター交通管制課</td><td>〒565-0805</td><td>吹田市浦水 15-1 道路管制センター２階</td><td>06-6876-5682</td></tr>
<tr><td>中国支社</td><td>保全サービス事業部道路管制センター交通管制課</td><td>〒731-0103</td><td>広島市安佐南区緑井２の 26 の１</td><td>082-831-4111</td></tr>
<tr><td>四国支社</td><td>保全サービス事業部道路管制センター交通管制課</td><td>〒760-0065</td><td>高松市朝日町４の１の３</td><td>087-823-2111</td></tr>
<tr><td>九州支社</td><td>保全サービス事業部道路管制センター交通管制課</td><td>〒818-0131</td><td>太宰府市水城２の 25 の１</td><td>092-924-4532</td></tr>
</table>
首都高速道路株式会社
<table>
<tr><th colspan="2">受付窓口</th><th>郵便番号</th><th>所在地</th><th>電話番号</th></tr>
<tr><td>＊東京東局</td><td>第二交通管理課</td><td>〒338-0825</td><td>川口市大字赤山字源長寺上知 1091-3</td><td>048-299-2410</td></tr>
</table>
＊首都高速道路株式会社の申請・受付窓口は東京東局に一元化されました。
阪神高速道路株式会社
<table>
<tr><th colspan="2">受付窓口</th><th>郵便番号</th><th>所在地</th><th>電話番号</th></tr>
<tr><td>管理本部</td><td>管理企画部　交通管理課</td><td>〒552-0006</td><td>大阪市港区石田 3-1-25</td><td>06-6576-3881</td></tr>
</table>
本州四国連絡高速道路株式会社
<table>
<tr><th colspan="2">受付窓口</th><th>郵便番号</th><th>所在地</th><th>電話番号</th></tr>
<tr><td colspan="2">岡山管理センター 車両通行対策室 特車窓口</td><td>〒701-0304</td><td>岡山県都窪郡早島町早島 2985</td><td>086-697-5822(直)</td></tr>
</table>
</td>
<td>P54,
56</td>
<td>
関東地方整備局
<table>
<tr><th colspan="2">受付窓口名</th><th>郵便番号</th><th>所在地</th><th>電話番号</th></tr>
<tr><td>＊道路部</td><td>交通対策課特殊車両第一係</td><td>〒330-9724</td><td>さいたま市中央区新都心２番地１
さいたま新都心合同庁舎２号館 18 階</td><td>048-600-1450</td></tr>
<tr><td>東京国道事務所</td><td>交通対策課特殊車両係</td><td>〒102-8340</td><td>千代田区九段南 1-2-1 九段第三合同
庁舎 16 階</td><td>03-3512-9066</td></tr>
<tr><td>横浜国道事務所</td><td>交通対策課特殊車両係</td><td>〒221-0855</td><td>横浜市神奈川区三ツ沢西町 13-2</td><td>045-316-3571</td></tr>
</table>
西日本高速道路株式会社
<table>
<tr><th colspan="2">受付窓口</th><th>郵便番号</th><th>所在地</th><th>電話番号</th></tr>
<tr><td>関西支社</td><td>保全サービス事業部道路管制センター交通管制課</td><td>〒565-0805</td><td>吹田市浦水 15-1 道路管制センター２階</td><td>06-6876-5682</td></tr>
<tr><td>中国支社</td><td>保全サービス事業部交通管制課</td><td>〒731-0103</td><td>広島市安佐南区緑井２の 26 の１</td><td>082-831-4111</td></tr>
<tr><td>四国支社</td><td>保全サービス事業部交通計画課</td><td>〒760-0065</td><td>高松市朝日町４の１の３</td><td>087-823-2111</td></tr>
<tr><td>九州支社</td><td>保全サービス事業部交通管制グループ</td><td>〒818-0131</td><td>太宰府市水城２の 25 の１</td><td>092-924-4532</td></tr>
</table>
首都高速道路株式会社
<table>
<tr><th colspan="2">受付窓口</th><th>郵便番号</th><th>所在地</th><th>電話番号</th></tr>
<tr><td>＊東京東局</td><td>第二交通管理課</td><td>〒338-0825</td><td>川口市大字赤山字源長寺上知 1091-3</td><td>048-299-2410</td></tr>
</table>
＊首都高速道路株式会社の申請・受付窓口は東京東局に一元化されました。
阪神高速道路株式会社
<table>
<tr><th colspan="2">受付窓口</th><th>郵便番号</th><th>所在地</th><th>電話番号</th></tr>
<tr><td>大阪管理局</td><td>総務・管理部交通管理課</td><td>〒552-0006</td><td>大阪市港区石田 3-1-25</td><td>06-6576-3881</td></tr>
</table>
本州四国連絡高速道路株式会社
<table>
<tr><th colspan="2">受付窓口</th><th>郵便番号</th><th>所在地</th><th>電話番号</th></tr>
<tr><td colspan="2">業務部道路管理課特車窓口</td><td>〒651-0088</td><td>神戸市中央区小野柄通 4-1-22</td><td>078-272-3630(直)</td></tr>
</table>
</td>
<td>問合せ先の更新</td>
</tr>
<tr>
<td>P60</td>
<td>Ｑ５．大雪等により許可を得た経路が急遽通行止めとなった際は、どうすれば良いですか。
Ａ５．物理的に通行可能な範囲で、現地の道路管理者の指示に従って迂回等をお願いいたします。なお、複数経路の通行の可否を一度に確認できる通行確認制度であれば、急な経路変更にも臨機応変に対応でき、便利な制度となっておりますので、ご利用をご検討ください。</td>
<td></td>
<td></td>
<td>よくあるお問合せ
Q5 の追加</td>
</tr>
</table>

P61 ～62	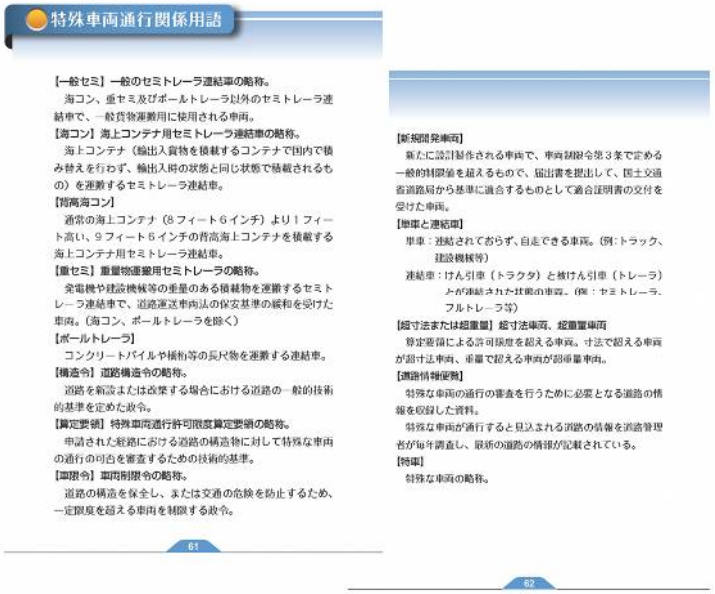 特殊車両通行関係用語 【一般セミ】一般のセミトレーラ連結車の略称。 海コン、重セミ及びポールトレーラ以外のセミトレーラ連結車で、一般貨物運搬用に使用される車両。 【海コン】海上コンテナ用セミトレーラ連結車の略称。 海上コンテナ（輸出入貨物を積載するコンテナで国内で積み替えを行わず、輸出入時の状態と同じ状態で積載されるもの）を運搬するセミトレーラ連結車。 【背高海コン】 通常の海上コンテナ（8フィート6インチ）より1フィート高い、9フィート6インチの背高海上コンテナを積載する海上コンテナ用セミトレーラ連結車。 【重セミ】重量物運搬用セミトレーラの略称。 発電機や建設機械等の重量のある積載物を運搬するセミトレーラ連結車で、道路運送車両法の保安基準の緩和を受けた車両。（海コン、ポールトレーラを除く） 【ポールトレーラ】 コンクリートパイルや橋桁等の長尺物を運搬する連結車。 【構造令】道路構造令の略称。 道路を新設または改築する場合における道路の一般的技術的基準を定めた政令。 【算定要領】特殊車両通行許可限度算定要領の略称。 申請された経路における道路の構造物に対して特殊な車両の通行の可否を審査するための技術的基準。 【車限令】車両制限令の略称。 道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するため、一定限度を超える車両を制限する政令。 61 【新規開発車両】 新たに設計製作される車両で、車両制限令第3条で定める一般的制限値を超えるもので、届出書を提出して、国土交通省道路局から基準に適合するものとして適合証明書の交付を受けた車両。 【単車と連結車】 単車：連結されておらず、自走できる車両。（例：トラック、建設機械等） 連結車：けん引車（トラクタ）と被けん引車（トレーラ）とが連結された状態の車両。（例：セミトレーラ、フルトレーラ等） 【超寸法または超重量】超寸法車両、超重量車両 算定要領による許可限度を超える車両。寸法で超える車両が超寸法車両、重量で超える車両が超重量車両。 【道路情報便覧】 特殊な車両の通行の審査を行うために必要となる道路の情報を収録した資料。 特殊な車両が通行すると見込まれる道路の情報を道路管理者が毎年調査し、最新の道路の情報が記載されている。 【特車】 特殊な車両の略称。 62	P61 ～62	 特殊車両通行関係用語 【一般セミ】一般のセミトレーラ連結車の略称。 海コン、重セミ及びポールトレーラ以外のセミトレーラ連結車で、一般貨物運搬用に使用される車両。 【海コン】海上コンテナ用セミトレーラ連結車の略称。 海上コンテナ（輸出入貨物を積載するコンテナで国内で積み替えを行わず、輸出入時の状態と同じ状態で積載されるもの）を運搬するセミトレーラ連結車。 【構造令】道路構造令の略称。 道路を新設または改築する場合における道路の一般的技術的基準を定めた政令。 【算定要領】特殊車両通行許可限度算定要領の略称。 申請された経路における道路の構造物に対して特殊な車両の通行の可否を審査するための技術的基準。 【車限令】車両制限令の略称。 道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するため、一定限度を超える車両を制限する政令。 【重セミ】重量物運搬用セミトレーラの略称。 発電機や建設機械等の重量のある積載物を運搬するセミトレーラ連結車で、道路運送車両法の保安基準の緩和を受けた車両。（海コン、ポールトレーラを除く） 【新規開発車両】 新たに設計製作される車両で、車両制限令第3条で定める一般的制限値を超えるもので、届出書を提出して、国土交通省道路局から基準に適合するものとして適合証明書の交付を受けた車両。 61 【背高海コン】 通常の海上コンテナ（8フィート6インチ）より1フィート高い、9フィート6インチの背高海上コンテナを積載する海上コンテナ用セミトレーラ連結車。 【単車と連結車】 単車：連結されておらず、自走できる車両。（例：トラック、建設機械等） 連結車：けん引車（トラクタ）と被けん引車（トレーラ）とが連結された状態の車両。（例：セミトレーラ、フルトレーラ等） 【超寸法または超重量】超寸法車両、超重量車両 算定要領による許可限度を超える車両。寸法で超える車両が超寸法車両、重量で超える車両が超重量車両。 【道路情報便覧】 特殊な車両の通行の審査を行うために必要となる道路の情報を収録した資料。 特殊な車両が通行すると見込まれる道路の情報を道路管理者が毎年調査し、最新の道路の情報が記載されている。 【特車】 特殊な車両の略称。 【ポールトレーラ】 コンクリートパイルや橋桁等の長尺物を運搬する連結車。 62	関連用語 項目順序の並び替え
P64	「出発前の道路状況」に関する詳細情報は、以下の「特殊車両の道路通行規制情報」でも確認できます。 【特殊車両の道路通行規制情報】 URL：https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/kisei/index.html			道路状況確認先 の追加